

健発0830第1号
薬生発0830第8号
生食発0830第1号
令和5年8月30日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長 殿

厚 生 労 働 省 健 康 局 長
(公 印 省 略)
厚 生 労 働 省 医 薬 ・ 生 活 衛 生 局 長
(公 印 省 略)
厚 生 労 働 省 大 臣 官 房 生 活 衛 生 ・ 食 品 安 全 審 議 官
(公 印 省 略)

厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令等の
施行に伴う健康局及び医薬・生活衛生局の組織再編等について（通知）

厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令（令和5
年政令第263号）及び厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働
省令第107号）が本日公布され、これらはいずれも令和5年9月1日より施行されるこ
ととなっている。これにより、健康局及び医薬・生活衛生局の組織再編が行われること
となった。今回の改正の概要等は下記のとおりであるので、その施行に際し、格別の配
慮をお願いするとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市及び中核
市を除く市町村（特別区を含む。）に対してもこの旨周知をお願いする。

記

第1 改正の概要

今般の組織再編では、厚生労働省に感染症対策部を新たに設置するとともに、これ
まで医薬・生活衛生局に置かれていた生活衛生、食品、水道関係の課及び事務を健康

局に移管する。これに合わせて健康局の名称を「健康・生活衛生局」に、「医薬・生活衛生局」の名称を「医薬局」に改称する。課及び事務の移管の具体的な内容は以下のとおり。

1 感染症対策部の設置関係

- (1) 健康・生活衛生局に感染症対策部を設置し、感染症対策部に企画・検疫課、感染症対策課及び予防接種課を新設する。健康局結核感染症課及び参事官（予防接種担当）並びに医薬・生活衛生局検疫所業務課は廃止する。
- (2) 企画・検疫課の所掌事務は以下のとおりとする。
 - ・感染症対策部の所掌事務に関する総合調整
 - ・厚生労働省の所掌事務に係る感染症の発生及びまん延を防止するための対策に関する調整に関する事務
 - ・これまで健康局結核感染症課及び医薬・生活衛生局検疫所業務課が所管していた検疫に関する事務
 - ・これまで医薬・生活衛生局検疫所業務課が所管していた「販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての取締りに関する事務の調整」に関する事務 等
- (3) 感染症対策課の所掌事務は、これまで健康局結核感染症課が所管していた「エイズ、結核その他の感染症の発生及びまん延の防止並びに感染症の患者に対する医療」等に関する事務とするとともに、感染症対策課に、「感染症対策課の所掌事務に関する情報の管理」に関する事務を行う感染症情報管理室を設置する。
- (4) 予防接種課の所掌事務は、これまで健康局参事官（予防接種担当）が所管していた「予防接種の実施」等に関する事務とする。

2 生活衛生、食品、水道関係の課及び事務の移管関係

- (1) 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課を廃止するとともに、健康・生活衛生局に、医薬・生活衛生局食品基準審査課、食品監視安全課、生活衛生課及び水道課を振替設置する。
- (2) これまで医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課が所管していた事務のうち、
 - ・「製菓衛生師」に関する事務を健康・生活衛生局総務課へ
 - ・「健康・生活衛生局の所掌事務に属する国際関係事務で食品の安全性の確保に係るものに関する連絡調整」に関する事務を健康・生活衛生局食品基準審査課へ

- ・「食品の安全に関するリスクコミュニケーション」に関する事務を健康・生活衛生局食品監視安全課へそれぞれ移管する。

第2 既存の通知の取り扱いについて

今回の組織再編に伴い健康局、医薬・生活衛生局の通知については、今後次のように取り扱うこととする。

- (1) 組織再編前に発出された健康局、医薬・生活衛生局内の各職による通知は、別途の通知が発出されない限り、組織再編後に当該通知に係る事務を所管する職の発出による通知とみなし、その効力を維持するものとする。
- (2) 組織再編前に発出された通知中の組織の名称及び職名については、今後、当該通知を改正する際に組織再編に合わせた所要の改正を行うこととし、それまでの間、組織再編後の組織の名称及び職名とみなして取り扱うこととする。